

## 質問事項への回答

令和8年3月17日  
鳥取県林政企画課

### 【質問1】

現行森林クラウドシステムが持ちうる機能に関する紹介資料や各機能の画面遷移、各機能の利用ワークフロー、マニュアル等の資料を貸与いただくことは可能か？

#### →【回答1】

申し訳ございませんが、本RFIにおいて現行システムに係る資料の貸与には対応できかねます。  
基本的には、「森林クラウドシステムに係る標準仕様書 Ver. 6.1（令和4年3月森林GISフォーラム標準仕様分科会）」に基づき構築されています。

### 【質問2】

RFI資料の項目2に、「行政（LGWN環境）への申請にあたっては専用のエクセル様式に申請情報を入力」とあるが、このエクセル様式を貸与いただけないか？

#### →【回答2】

申し訳ございませんが、本RFIにおいてエクセル様式の貸与には対応できかねます。  
ご参考までに、森林経営計画の認定申請様式は、「森林経営計画制度運営要領（平成24年3月26日付け23林整計第230号林野庁長官通知）」の模範例に、ベンダー独自の適否判定調書及びシステムから出力した森林簿情報の貼付欄等が付いたものです。  
各種行政手続のオンライン申請機能については、国や県の関係法令に基づく申請内容が入力されるような仕様を想定しており、構築ベンダーにも制度や関係法令を十分理解していただく必要があると考えています。

<参考>

- ・森林経営計画書模範様式  
（林野庁HP）森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者がたてる「森林経営計画」  
>[https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/sinrin\\_keikaku/con\\_6.html#apply](https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/sinrin_keikaku/con_6.html#apply)
- ・造林補助申請様式  
（鳥取県HP）造林事業><https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=100834>

### 【質問3】

現行システムで、機能を使用する際に入力している情報やそのデータ様式について、機能ごとにサンプルデータを貸与いただくことは可能か？

#### →【回答3】

申し訳ございませんが、本RFIにおいてデータの貸与には対応できかねます。  
ご参考までに、現行システムで保有する主なデータ項目等は付質問事項に対する回答の令和8年3月17日追加②別添のとおりです。このうち、森林簿・森林計画図、空中写真、航空レーザ測量成果はオープンデータとして「G空間情報センター」に公開していますので、必要に応じてご確認ください。

<参考>

とりネット「森林情報等の公開」><https://www.pref.tottori.lg.jp/322140.htm>

**【質問4】**

パターン②として、現行システムで活用中の機能は継続利用とあるが、活用中の機能についてどんな機能を用いているか教えていただきたい

**→【回答4】**

行政が作成・管理している図簿関連で活用しており、関連する主な機能は基本的な GIS 機能（地図操作・計測等）、森林簿・森林計画図管理機能、林地台帳管理機能、市町村森林整備計画で定める区域等の管理機能です。

**【質問5】**

権限管理について、行政担当者と林業事業者の2つのアカウント権限があると考えてよいか？

**→【回答5】**

現時点では以下のとおり想定していますが、新システムでのアカウント権限の制御方式等については、現時点で具体的に決定しておらず、想定される利用形態を踏まえ実現可能な方式をご提案いただけると幸いです。

パターン①：現行システム同様に県、市町村、林業事業者の3つを想定。

パターン②：審査者（県、市町村）と申請者（林業事業者）の2つを想定。

**【質問6】**

システム要件のうち、行政担当者と林業事業者のそれぞれがアクセスできる機能（権限）の分類について、教えていただきたい

**→【回答6】**

機能へのアクセスは基本的に全てのユーザーが可能ですが、例えば申請に対する受付・処理は林業事業者では不要なので行政担当者だけの権限とすることを想定しています。

また、レイヤーごとにアクセス権及び編集権の設定を可能とし、例えば、アクセス権の異なるレイヤーとして全体公開レイヤー、グループ共有レイヤー、マイレイヤーがあり、公開レイヤー及びグループ共有レイヤーは管理者の権限で編集・出力可否を設定できるようにする想定です。以上の想定ではありますが、この趣旨を踏まえ実現可能な方式をご提案いただけると幸いです。

**【質問7】**

情報提供依頼への回答は、JVで参加することも可能か？（JV=Joint Venture 共同企業体）

**→【回答7】**

可能です。

**【質問8】**

23 日期限までに、1 度打ち合わせさせていただき、現行システムについて説明を受けることは可能か？

**→【回答8】**

本 RFI 実施期間中に説明を行う予定はありません。

**【質問9】**

本業務への入札に必要な鳥取県の入札資格はどの項目に該当するか？

→ **【回答9】**

令和6年8月27日付鳥取県公報第9623号（鳥取県告示第507号）物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者のうち、業種区分が、大分類：情報処理サービス、小分類：情報処理サービスのシステム等開発・改良及び情報処理サービスのシステム等管理運営、に登録されている者を想定しています。